

子育て支援員研修Q & A

Q	誰でも研修を受けられるのですか？
A	岐阜県に在住・在勤・在学の方で、子育て支援の仕事に関心を持ち、子育て支援分野の各事業等に従事することを希望する方であれば、どなたでも受講できます。

Q	研修案内（パンフレット）はどこにありますか？
A	県の公式ホームページからダウンロードをお願いします。また、各総合庁舎の窓口や県内の各市町村の子育て支援担当課等にも設置しております。

Q	郵送で申し込むことは可能ですか？
A	原則、専用フォームによりオンラインでの申込みをお願いします。オンライン申込みが困難な場合は、以下の専用窓口へご連絡ください。 ＜岐阜県子育て支援員研修事務局 株式会社ポピンズプロフェSSIONナル 052-526-2130＞

Q	試験はありますか？
A	修了証書は、【基本研修】と【専門研修】を受講された方にお渡しします。試験はありませんが、理解度確認のためのテストの受講やレポート提出が必要です。

Q

コースの種類と概要について教えてください。

A

岐阜県子育て支援員研修では、3つのコースと7つの事業の研修を実施しています。それぞれの事業の内容等は以下のとおりです。

コース	事業	従事可能な事業・職員	活動内容
地域保育コース	①地域型保育事業 《保育従事者等》	小規模保育事業の保育従事者	定員6～19人の少人数の子どもを対象に保育を行います。
		家庭的保育事業の家庭的保育補助者	保育者の自宅などにおいて、5人以下の子どもを対象に家庭的な保育を行います。
		事業所内保育事業（19人以下）の保育従事者	会社の事業所の保育施設等で、その会社の従業員の子どもや地域の子どもの保育を行います。
		認可保育所等の保育従事者	
	②一時預かり事業 《保育従事者》	一時預かり事業の保育従事者	家庭での保育が一時的に困難となった子どもを、保育施設などで一時的に預かり、必要な保護を行います。
	③こども誰でも通園制度 《乳児等通園支援従事者》	こども誰でも通園制度の保育士以外の乳児等通園支援従事者	保育者の就労状況に関わらず、生後6か月から満3歳未満の未就園児が、月10時間まで保育所などを利用できます。
地域子育て支援コース	④ファミリー・サポート・センター事業 《提供会員》	ファミリー・サポート・センターの提供会員	子どもの預かりなどを希望する方に対して、その援助をします。
	⑤利用者支援事業・基本型 《専任職員》	利用者支援事業（基本型）の専任職員	子育てで家庭の個別ニーズを把握し、教育・保育施設や地域子育て支援拠点等の情報提供や相談・助言を行うとともに、地域の関連機関との連携や協働の体制作りをします。
	⑥地域子育て支援拠点事業 《専任職員》	地域子育て支援拠点事業の専任職員	公共施設などの身近なところで、子育て相談や情報提供、親子の交流の場を設けたりして、地域の子育て支援機能の充実を図ります。
放課後児童コース	⑦放課後児童クラブ 《補助者》	放課後児童クラブの補助員	保護者が労働等により昼間家庭にいない児童に対し、放課後などに遊びや生活の場を提供します。

Q	岐阜県で修了した場合でも、他の都道府県で子育て支援員として働くことはできますか？
A	働くことができます。この研修は、こども家庭庁の要綱に基づいて実施していますので、岐阜県が交付した修了証書があれば、他都道府県でも同様に子育て支援員として働くことができます。

Q	希望するコースの全カリキュラムを受講しなければ、修了できませんか？
A	修了証書の交付には、全カリキュラムの受講が必要です。やむを得ない理由で一部しか履修できなかった場合は、「一部科目修了証書」を発行することができます。受講できなかった部分を、次年度に受講していただくことは可能です。

子育て支援員研修Q & A

Q 事業ごとの受講時間が知りたいです。

A 事業ごとの受講時間や科目数は以下のとおりです。

コース	事業	基本研修	専門研修	
地域保育 コース	①地域型保育事業《保育従事者等》	8科目 (8時間)	共通科目 12科目 (15時間)	4科目 (5.5時間) ＋ 講義・演習 1日
	②一時預かり事業《保育従事者》			4科目 (5.5時間) ＋ 講義・演習 1日
	③こども誰でも通園制度 《乳児等通園支援従事者》			4科目 (5.5時間) ＋ 講義・演習 1日
	④ファミリー・サポート・センター《提供会員》			4科目 (6.5時間)
地域子育て 支援コース	⑤利用者支援事業・基本型《専任職員》		7科目 (8時間) ＋ 事前自宅学習 見学実習 1日 ＋ 1日 (480分相当) (480分)	
	⑥地域子育て支援拠点《専任職員》		6科目 (6時間)	
放課後児童 コース	⑦放課後児童クラブ《補助者》		6科目 (9時間)	

Q	ファミリー・サポート・センターの提供会員として活動したいのですが、県の子育て支援員研修を受講する必要がありますか？
A	ファミリー・サポート・センター提供会員への研修を市町村で実施していることもありますので、ファミリー・サポート・センター事業実施主体である市町村にお尋ねください。

Q	現在、資格は持たず、放課後児童クラブで補助員として働きたいのですが、「放課後児童コース」を受講する必要がありますか？
A	市町村によっては、子育て支援員の資格が従事要件となる場合もあるため、放課後児童クラブ実施主体である市町村にお尋ねください。

Q	子育て支援員研修の放課後児童コースと、県で実施している「放課後児童支援員認定資格研修」との違いはなんですか？
A	両研修とも放課後児童クラブで従事する方向けの研修です。 「放課後児童支援員認定資格研修」は、保育士資格や教員免許を有する方、高卒以上で2年以上放課後児童クラブに従事した方等の受講要件があり、修了した方は放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準に基づく「放課後児童支援員」として認定されます。 「子育て支援員研修」の放課後児童コースは、受講要件はなく、放課後児童支援員等の『補助者』として勤務することができます。

Q	研修を修了した後、働き先はどのように探せばいいですか？
A	働き先について岐阜県があっせん等を行うことはできませんが、岐阜県子育て人材支援センターで就職に関する相談支援、求人情報の受付及び提供を行っております。その他、市町村の広報等に掲載される求人情報や、ハローワーク等の無料職業紹介所などもご確認ください。

Q	研修受講中に、会場で子どもを預かってもらうことはできますか？
A	誠に申し訳ございませんが、お子さんを預かることはできませんので、お子さん連れでの受講はご遠慮ください。

Q	自分のパソコンでeラーニング、オンライン講義を受講できるか不安です。
A	ご自宅にパソコン等がないなど、eラーニングやオンライン講義の受講が難しい方向けに、「基本研修」、「地域保育コースの共通科目」、「地域子育て支援拠点事業」、「放課後児童クラブ」については、会場での放映を実施します。 また、受講にあたり、パソコンやスマートフォン等の操作に不安がある場合でも、事前の説明会や接続テストの機会を設けますのでご活用ください。当日も問い合わせ専用窓口がありますのでご質問いただくことができます。
Q	日本語以外の言語で受講できますか？
A	研修はすべて日本語で実施されます。確認テスト、受講レポート、グループ討議等全て日本語での対応をお願いしております。「通訳者を同伴させたい」「研修会場で翻訳機を使用したい」という場合は、お座席の調整等行いますので、必ず申込前に事務局にご相談ください。